

○国見町住宅取得支援事業補助金交付要綱

(令和5年4月3日告示第40号)

(趣旨)

第1条 この告示は、転入者に対する住宅取得支援を行うことにより、定住人口増加と地域活性化を目的として、予算の範囲内で補助金を交付することについて、国見町補助金等の交付等に関する規則（昭和63年国見町規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住者 転入の日から交付対象住宅を取得した日までの期間が3年未満の者、かつ転入の日前3年において町内に住所を有していなかった者をいう。
- (2) 住宅 自己の居住の用に供し、生活するために必要な家屋で、玄関、居室、便所及び台所を備える戸建住宅をいう。
- (3) 取得日 住宅を自己の用に供するため、不動産登記法（平成16年法律第123号）第3条第1項第1号に規定する所有権の保存等の登記を完了した日をいう。
- (4) 新築 住宅が建っていない敷地、若しくは建築物を除去した後更地となった状態の敷地に建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令において適法な住宅を建てることをいい、当該住宅の不動産登記法（平成16年法律第123号）第27条第1項に規定する建物の表示に関する登記原因が新築で、かつ登記時点でまだ人の居住の用に供したことの無い住宅をいう。
- (5) 中古住宅 町内に既存する住宅のうち、過去に住居として使用され、本町の家屋課税台帳に登録されているものをいう。ただし、当該住宅の前所有者が申請者の三親等以内の親族である場合を除く。
- (6) 町内施工業者 町内に事業所を有する住宅建設関連事業者で、かつ建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく建設業の許可を受けた法人又は個人事業者をいう。

(交付対象住宅)

第3条 補助金の交付対象住宅は、次の各号のすべてに該当する住宅とする。なお、住宅の用途に供する部分の床面積が建築物全体の延べ面積の2分の1以上を占める併用住宅も対象とする。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）等の関係法令に適合していること。
- (2) 昭和56年以前の旧耐震基準で建築された中古住宅を取得する場合、耐震診断を完了している又は補助金の交付申請までに実施すること。
- (3) 交付対象住宅の取得日が、この要綱の施行日以降であること。

(交付対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する移住者をいい、予算の範囲内において補助金を交付する。

- (1) 新規取得した住宅の所有者であり、当該住宅の持分が2分の1以上であること。
- (2) 交付対象者及び同居する世帯員が、交付対象住宅の所在地に住民登録をしていること。
- (3) 補助金の交付が完了した年度の翌年度から起算して3年以上継続して、交付対象住宅に定住すること。
- (4) 交付対象者及び同一世帯全員が市区町村税等を滞納していないこと。
- (5) 地元町内会に加入していること。
- (6) 交付対象者及び同一世帯全員が、国見町暴力団排除条例（平成24年国見町条例第1号）に規定する暴力団員等ではないこと。

（交付対象経費）

第5条 この補助金の交付の対象となる経費は、住宅の取得に要した経費とし、次の経費を除いたものとする。

- (1) 土地取得費
- (2) 外構工事等に要する経費
- (3) 併用住宅における住宅部分以外の経費
- (4) 国又は地方公共団体が行う他の補助金を活用する場合の当該対象経費

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、別表1のとおりとし、基本額と加算額のそれぞれの算出において、千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

2 前項の規定にかかわらず、交付対象者が福島県の定める県外移住者で「来て ふくしま住宅取得支援事業実施要綱」（平成29年8月21日付け29建第1058号福島県土木部長通知）に定める要件を満たす場合は、前項の額に同要綱に規定する額を加算した額を交付額とする。

（補助金の交付申請）

第7条 当該補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付対象住宅を取得してから1年以内に、国見町住宅取得支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式。以下「交付申請書等」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (2) 位置図、平面図及び求積図
- (3) 世帯全員の住民票の写し（住民票謄本）
- (4) 世帯全員の戸籍の附票の写し
- (5) 直近の市区町村が発行する同一世帯全員分の納税証明書
- (6) 建物の登記事項証明書の写し

- (7) 交付対象住宅の写真（全景が分かるもの）
- (8) 領収書の写し（支払額の確認が取れるもの）
- (9) 承諾書兼誓約書（第2号様式）
- (10) 町農業委員会が発行する耕作証明書等（就業要件加算を受ける場合）
- (11) 町内事業所が発行する就労証明書（就業要件加算を受ける場合）
- (12) テレワーク又は個人事業主として町内で事業を営んでいることが分かる書類（就業要件加算を受ける場合）
- (13) 耐震診断を受けたことが確認できる書類（昭和56年5月31日以前に建築された中古住宅を購入する場合）
- (14) その他町長が必要と認める書類
（補助金の交付決定及び額の確定）

第8条 町長は、前条の規定による補助金の交付申請を受けたときは、当該交付申請書等の内容を審査及び調査し、補助金交付の適否及び補助金額を判断し、国見町住宅取得支援事業補助金交付（不交付）決定書兼確定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付請求について）

第9条 前条の規定による交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに国見町住宅取得支援事業補助金交付請求書（第4号様式）を町長に提出するものとする。

（交付決定の取消及び補助金の返還）

第10条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消すものとする。

- (1) 対象住宅に入居した日から3年以内において、居住の本拠を他の市区町村等に移すことになったとき、又は当該対象住宅を他人に譲渡、目的に反した使用、交換、貸付けをしたとき。
- (2) 偽りやその他不正の手段により補助金の交付決定を取り消すべき事由があったと認められたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が補助金の交付決定を取り消すべき事由があると認められたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合には、速やかに国見町住宅取得支援事業補助金交付決定取消通知書（第5号様式）により交付決定者に通知するものとする。

3 第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消された交付決定者が既に補助金の交付を受けているときは、国見町住宅取得支援事業補助金返還命令書（第6号様式）を通知し、期限を定めて返還を命ずることができる。

（報告及び調査）

第 11 条 町長は、必要があると認めるときは、交付決定者から報告又は書類の提出を求め、担当職員に調査を行わせることができる。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表第 1(第 6 条関係)

| 建物区分 | 補助金区分 | 要件 | 補助金額 |
|------|-------|--|-------|
| 新築住宅 | 基本額 | 新築住宅又は新築建売住宅購入費用 | 40 万円 |
| | 加算額 | 年齢要件加算 40 歳未満の単身世帯（単身赴任は除く。）若しくは夫婦のどちらかの年齢が 40 歳未満の世帯 | 10 万円 |
| | | 就業要件加算 世帯員が次のいずれかに該当する場合 ・町内で農業に従事している場合 ・町内事業所で就労している場合 ・テレワーク又は個人事業主として町内で事業を営んでいる場合 | 10 万円 |
| | | 町内施工業者利用加算 町内施工業者により住宅を建築する場合 | 10 万円 |
| 中古住宅 | 基本額 | 中古住宅の購入費用 | 20 万円 |
| | 加算額 | 年齢要件加算 40 歳未満の単身世帯（単身赴任を除く。）若しくは夫婦のどちらかの年齢が 40 歳未満の世帯 | 10 万円 |
| | | 就業要件加算 世帯員が次のいずれかに該当する場合 ・町内で農業に従事している場合 ・町内事業所で就労している場合 ・テレワーク又は個人事業主として町内で事業を営んでいる場合 | 10 万円 |

第 1 号様式(第 7 条関係)

国見町住宅取得支援事業補助金交付申請書兼実績報告書

[別紙参照]

第2号様式(第7条関係)

承諾書兼誓約書

[別紙参照]

第3号様式(第8条関係)

国見町住宅取得支援事業補助金交付（不交付）決定書兼確定通知書

[別紙参照]

第4号様式(第9条関係)

国見町住宅取得支援事業補助金交付請求書

[別紙参照]

第5号様式(第10条関係)

国見町住宅取得支援事業補助金交付決定取消通知書

[別紙参照]

第6号様式(第10条関係)

国見町住宅取得支援事業補助金返還命令書

[別紙参照]